

環境浄化

環境浄化とは

「環境浄化」とは、各都道府県の青少年保護育成条例や青少年健全育成条例に基づき、青少年を有害な情報や環境から守る取り組みをいう。有害図書などの取り締まりが中心だが、違反屋外広告物の撤去や清掃活動、美化活動なども含まれる。

ちなみに、岩手県「青少年のための環境浄化に関する条例」や茨城県「青少年のための環境整備条例」のように、条例の名称に「環境浄化」とか「環境整備」という言葉を使っている県もある。

参考 山梨県・青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（平成18年改正，19年施行）

（目的）

第1条 この条例は、青少年の保護育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、その環境を浄化することを目的とする。

（県民の責務）

第2条 すべて県民は、常に青少年が健全に育成されるように努めるとともに、これを阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければならない。

2 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚して、健全な成長にふさわしい環境の中で監護し、及び教育するように努めなければならない。

3 地域住民及び学校の関係者その他青少年の育成に携わるものは、その活動又は職務を通じて、相互に協力して青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第2条の2 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の事業を営む者は、その事業活動に関して、社会的責任を自覚し、自ら又は相互に協力して青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するように努めなければならない。

自治体の活動事例

都道府県の条例を受けて、市区町村では地域の実情に応じた環境浄化活動を行っている。

●兵庫県姫路市

青少年に有害な社会環境を点検し、その除去と改善に向けて、少年補導委員会とともに次のような活動をしている。

1 環境浄化対策会議

それぞれの地域や社会で問題になっている内容等について、少年補導委員会の各ブロックや環境浄化部で研修を行っている。これまで、「青少年愛護条例」「出会い系サイト」「携帯電話やインターネットの危険性」などがテーマにされた。

2 環境実態調査（図書类等収納自販機調査）

図書类等自動販売機、ビデオレンタル店、カラオケハウス店舗、インターネットカフェ・まんが喫茶店などの店舗数を把握するとともに、青少年の利用について、店舗と情報交換を行っている。特に有害図書类等自販機については、平成18年に改正及び施行された「青少年愛護条例」のもと、姫路市内の4台を最後に、県下全廃を達成した。

3 有害図書類回収活動

有害図書类等を回収するポスト（白ポスト）を管理している。姫路駅前などに設置されていて、校区の少年補導委員が回収及び焼却処分を行う。

●東京都北区

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を受け、有害図書等を収納する自動販売機等に新たに義務づけられた措置状況（青少年が観覧できず、かつ、購入等ができないような措置）を把握するため、毎年、実態調査を実施している。

書店・古書店・コンビニエンスストア等における青少年に好ましくない図書の販売状況や区分陳列等の状況については、東京都から委嘱を受けた「東京都青少年健全育成協力員」が調査をしている。

また、青少年地区協議会では、地域環境浄化活動の一環として、自宅ポストに貼り付ける「青少年に有害なビラ・チラシお断りステッカー」を作成・無料配布している。